主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人江見盛秀の上告趣意は、事実誤認、単なる訴訟法違反の主張であつて刑訴 四〇五条に該当しない。(原審の刑は総体的に見て第一審の刑より重いことはない)。 また記録を精査しても、同四一一条を適用すべきものとは認められない。

よつて刑訴施行法三条の二、刑訴法四〇八条により主文のとおり判決する。 この判決は、裁判官全員一致の意見である。

昭和二七年二月七日

最高裁判所第一小法廷

毅			野	真	裁判長裁判官
郎	治	竹	田	沢	裁判官
輔		悠	藤	斎	裁判官
郎		Ξ	松	岩	裁判官